

静岡県立大学広報委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 51 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 静岡県立大学（以下「本学」という。）に関する情報を正確、的確、迅速、適時に学内外に提供し、広く本学に対する理解と支援の拡大を図るとともに、広報広聴活動を通じて本学に対する社会からの信頼の維持向上を図るため、静岡県立大学学則第 22 条第 1 項の規程に基づき、本学に、静岡県立大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 全学（短期大学部を含む。以下同じ。）の広報広聴及び情報開示の総括に関すること。
- (2) 全学の広報及び広聴の企画立案・推進に関すること。
- (3) 大学案内、静岡県立大学ホームページ、学内ニュースその他全学の広報媒体の活用に関すること。
- (4) 大学説明会等に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、広報についての学長からの諮問に関すること。
- (6) その他広報に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 1 人
- (2) 研究科及び研究院ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 1 人
- (3) 短期大学部の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者 1 人
- (4) 事務局長が指名する事務局職員 2 人
- (5) 学生部長が指名する学生部職員 1 人
- (6) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 委員長の選出については、第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、学長が第3条各号に掲げる者のうちから指名するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。